

# 園芸用パイプハウス整備事業について

## 趣 旨

宇都宮市では、園芸作物の安定生産を推進するとともに、園芸農家の規模拡大及び水稻単一経営から収益性の高い園芸作物の経営との複合化による農業所得の安定化を図るため、生産基盤となるパイプハウスの整備支援を実施いたします。

## 事業の概要

野菜・花き・果樹・きのこ類を生産するパイプハウスの設置

- 認定農業者：事業費の3/10以内で、補助金限度額100万円以内

(パイプハウス本体資材費に付帯設備を含む。工事費は含まない)

- 認定新規就農者：事業費の1/2以内で、補助金限度額300万円以内

(パイプハウス本体資材費に工事費、付帯設備を含む)

※ 作業機械導入支援事業と併用する場合は、認定農業者は合計100万円以内、認定新規就農者は合計300万円以内。

## 事業の対象者

- ・ 認定農業者、認定新規就農者

## 採 択 基 準

- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 認定計画に基づく設置であること。
- ・ 設置するパイプハウスの合計面積が、5a以上であること。
- ・ 新規または増反であること。(ハウスの建て直しは不可)
- ・ 導入する生産施設の設置は、宇都宮市内のほ場に限る。
- ・ 年間あたり概ね6ヵ月以上の利用期間があること。
- ・ 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく、園芸施設共済又は、民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。

## お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課  
生産振興グループ

TEL 028-632-2466

FAX 028-639-0618

## 必要書類について

※ 下線があるものは，事業実施者が添付すること。

### 実施申請

- ・事業実施申請書（別記様式第1号）
- ・事業計画書（別記様式第1号-1）
- ・概算見積書（見積内容の明細含む）1者
- ・事業実施場所の地図

### 交付申請

- ・交付申請書（別記様式第3号）
- ・事業の収支予算書（別記様式第3号-1）【事業にかかる費用の収支内容を書いたもの】
- ・補助事業採択通知の写し（実施申請を受けて，市から送付されたものの写し）

### 実績報告

- ・実績報告書（別記様式第6号）
- ・事業実績書（別記様式第6号-1）
- ・事業の収支決算書（別記様式第6号-2）【事業にかかった費用の収支内容を書いたもの】
- ・見積書3者以上（交付決定後の日付，社判あり）
- ・納品書，領収書の写し

### 交付請求

- ・交付請求書（別記様式第8号）
- ・交付額確定通知の写し（交付申請を受けて，市から送付されたものの写し）

## 園芸作物生産施設補助事業進行チャート

### ☆ 第1段階 ☆ ～ 実施申請 ⇒ 採択 ～

◎市に補助事業を実施したいという申請を出す段階。

必要な書類	
<input type="checkbox"/> 実施申請書(別記様式第1号)	<input type="checkbox"/> 参考見積書(1者写し)
<input type="checkbox"/> 事業計画書(別記様式第1号—1, 2, 3, 4)	<input type="checkbox"/> 事業実施場所の地図(住宅地図等)

※ 事業計画書(別記様式第1号—1, 2, 3, 4)に記入する補助対象経費の考え方

認定新規就農者:本圃ハウス, 工事費, 付帯設備	} 補助対象経費
認定農業者:本圃ハウス, 付帯設備	
対象外:育苗ハウスやトンネル, 防草シートなどの消耗品等	



◎採択後, 市から事業採択通知書により通知がされます。

### ☆ 第2段階 ☆ ～ 交付申請 ⇒ 交付決定 ～

必要な書類
<input type="checkbox"/> 補助金等交付申請書(別記様式第3号)
<input type="checkbox"/> 収支予算書(別記様式第3号—1)
<input type="checkbox"/> 事業採択通知書の写し



◎ 市で内容審査後, 交付を決定し, 交付決定通知書により通知がされます。通知がされたら, 当初の見積業者も含めて, すべて新たに3者の見積りを取ってください。

☆ 第3段階 ☆ ～ 事業の実施 ～

◎交付決定が通知されたあとに、初めて事業に着手します。着手方法は以下の通りです。

- ① 当初の見積業者も含めて、すべて新たに3者の見積りを取ってください。  
(※ 交付決定日以降かつ着工前までにとること。)

↓

- ② 3者のうち最低価格の1者に決定し、工事を開始してください。

↓

- ③ 工事の完成後、代金を事業者に支払ってください。

☆ 第4段階 ☆ ～ 実績報告 ⇒ 補助金交付額の確定 ～

◎事業を実施した内容を市に報告し、それによって市は実際の経費から補助金額を最終確定します。

必要な書類

<input type="checkbox"/> 実績報告書(別記様式第6号)	<input type="checkbox"/> 見積書(3者分の写し)
<input type="checkbox"/> 事業実績書(別記様式第6号—1)	<input type="checkbox"/> 領収書, 納品書の写し
<input type="checkbox"/> 収支決算書(別記様式第6号—2)	<input type="checkbox"/> その他, 市が提出を指示した書類



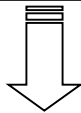
◎市が報告の内容を確認して検査した後、交付額確定通知書により通知がされます。

☆ 第5段階 ☆ ～ 交付請求 ⇒ 支出 ～

◎実績報告に基づいて市が確定した補助金額で、交付の請求を行います。

必要な書類

<input type="checkbox"/> 交付請求書(別記様式第8号)	<input type="checkbox"/> 交付額確定通知の写し
-----------------------------------------	-------------------------------------



◎請求の内容に基づき、市から補助金が交付されます。通知書類はありません。

お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課  
生産振興グループ  
TEL 028-632-2466  
FAX 028-639-0618